

## 平成29年度第11回教育研究評議会議事要旨

日時	平成30年3月16日（金）15時27分～17時00分
場所	大学本部2階大会議室
出席者	宮崎学長，後藤理事，兒玉理事，寺本理事，和田理事，早瀬副学長・全学教育機構長，板橋教育学部長，小坂芸術地域デザイン学部長，中村経済学部長，原医学部長，渡工学系研究科長，米山附属図書館長，山下医学部附属病院長，宮武地域学歴史文化研究センター長，都築評議員，荒木評議員，岩本評議員，倉岡評議員，後藤評議員，大島評議員
欠席者	有馬農学部長
陪席者	佐々木監事，北村監事，松前総合情報基盤センター長，只木教授

学長から，本日の審議事項は18件，報告事項は3件，その後審議事項1件を予定している旨，報告があった。

### ○ 審議事項

#### 1. 国立大学法人佐賀大学情報戦略本部規則等の見直しについて

学長から，本件について，国立大学法人佐賀大学情報戦略本部規則の廃止，国立大学法人佐賀大学情報企画委員会規程の改正，及び国立大学法人佐賀大学情報セキュリティ及び不正アクセス防止に関する規則の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで，松前総合情報基盤センター長から，国立大学法人佐賀大学情報戦略本部規則の廃止について，本規則の目的である情報戦略の基本方針は，既に策定されていること，当本部の構成員は，学長・理事等で組織されており，当本部会議の審議事項は，役員会でも報告されていること，当本部の下に，情報企画委員会を設置しており，実質的には，情報企画委員会で検討を行っていることの3点に基づき廃止する旨，国立大学法人佐賀大学情報企画委員会規程の改正について，国立大学法人佐賀大学情報戦略本部規則を廃止することに伴い，本規程を規則として整備するとともに，委員の一部見直しをするために，所定の改正を行う旨，国立大学法人佐賀大学情報セキュリティ及び不正アクセス防止に関する規則の改正について，本規則制定後，見直しが行われていないことから，現状にあった内容・用語にするとともに，情報担当理事（CISO）の役割を明確にするため，所要の改正を行う旨の説明があり，審議の結果了承された。

#### 2. 平成31年度入学生からのPC必携化について

学長から，本件について，平成31年度入学生から，学修活動の活性化を目的として，PC等の情報端末必携化を実施するものである旨の説明があった。

次いで，只木教授から，アクティブラーニングやデータサイエンス教育に向けて，PC等の情報端末必携化により，教室において学生一人一人がデータ分析の実習を行うことが可能となる旨，調査の結果，平成29年度入学生の90%程度が可搬型のPCを所有している旨，大学在籍中に必要となるPCの処理能力およ

び機能は、学科・課程・コースによって異なるため、適切な教育プログラムの単位毎に推奨仕様を定める旨の説明があり、審議の結果了承された。

### 3. 審議事項（非公開）

### 4. 審議事項（非公開）

### 5. 国立大学法人佐賀大学ハラスメント等防止規則の一部改正について

学長から、本件について、現行規則では、苦情相談から解決までの手続きにおいて時間を要しているため、手続き等の見直しを図り、一部を改正するものである旨の説明があった。

次いで、総務課長から、委員長の下に検討部会を設け、解決に向けた対応方法を検討及び事実確認を行い、部局に対し解決のための措置要請を行えることとする旨、案件の内容によっては、調査委員会の設置をいち早く行えるようにし、委員会で結論を得るまでの手続きの簡素化を図る旨、教員組織再編に伴う所要の改正を行う旨、性的志向、性自認に関する偏見に基づく言動をセクシュアル・ハラスメントに含むものとして定義する旨の説明があり、審議の結果了承された。

### 6. 平成30年度国立大学法人佐賀大学年度計画（案）について

学長から、本件について、国立大学法人法第35条において読み替える独立行政法人通則法第31条の規定により年度計画を作成し、文部科学省に届け出するものである旨の説明があった。

次いで、企画評価課長から、平成30年度佐賀大学年度計画の特徴及び主な数値目標等について説明があり、審議の結果了承された。

### 7. 改組に伴う入学定員の変更について

学長から、本件について、平成31年4月実施予定の改組に伴う入学定員の変更による運営費交付金等の影響額について協議するものである旨の説明があった。

次いで、企画評価課長から、今回の改組に伴う入学定員の減により、収入影響額が単純計算で完成年度においては約53,878千円見込まれるものの、本学の強み・特色を伸ばすとともに、地方創生という大きな役割を果たすための構想であるため、本構想をベースとして文部科学省へ設置申請を行うものである旨、再編による影響については、一層の経費削減、さらなる外部資金の獲得などにより、大学運営に与える影響を極力抑えていく方針である旨の説明があり、審議の結果了承された。

### 8. 平成30年4月1日における新たな教員組織の運営体制について

学長から、本件について、平成30年2月28日制定の「国立大学法人佐賀大学教育研究院の設置に伴う運営体制の整備に関する要項」に基づき、教育研究院の初代の役職者等の体制を示すものである旨の説明があった。

次いで、企画評価課長から、平成30年4月1日からの新たな教員組織を運営するにあたり、理事（総括、企画・総務担当）が調整を行った暫定候補者のリストについて説明があり、審議の結果了承された。

9. 教育研究院の設置に伴う関係規則等の新規制定及び一部改正について

学長から、本件について、平成30年2月28日の役員会における国立大学法人佐賀大学教育研究院規則をはじめとした上位規則等の新規制定及び一部改正に次いで、関係規則等について、新規制定及び一部改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、総務課長から、教育研究院の設置に伴う関係規則等135本について、新規制定及び一部改正を行うものである旨、各戦略室規則をはじめとした主要な規則等については、役員会等における審議を経て学長制定とすることとし、それ以外の規則等については、教育研究院の設置に伴う軽微な文言の整備が中心となることから、学長決裁をもって制定することとする旨の説明があり、審議の結果了承された。

10. 定年年齢を超えて無期労働契約へ転換する職員に対する雇用期限の規定について

学長から、本件について、平成30年4月1日以降、無期労働契約への転換申込みが可能となることから、定年年齢を超えて雇用される職員が無期労働契約に転換した場合の雇用期限について規定するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、定年年齢を超えて雇用される職員が無期労働契約に転換した場合に、転換時の年齢に応じた年齢制限（第2の定年）を設ける旨、特任教員について多様な勤務形態に対応するために所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。

11. ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに係る有期労働契約の契約期間の取扱いについて

学長から、本件について、教育的及び処遇面における配慮から、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントを有期労働契約の契約期間の上限を定める規定の適用除外とするものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、現在、大学院生がティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントに採用される場合、採用日以前に、本学と雇用契約を結んでいた場合、平成25年4月1日以降の最初の契約日を起算日として、通算して5年の契約期間があった場合はティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントとして採用することができない（6か月のクーリング期間を置けば可能）ため、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントを有期労働契約の契約期間の上限を定める規定の適用除外とするものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

12. 国立大学法人佐賀大学における役職員の再就職等の規制に関する規定の様式の一部変更について

学長から、本件について、改正令による改正に伴い、役職員が離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合に国立大学法人等の長に届出をしなければならない事項を追加するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の施行により、国立大学法人佐賀大学における役職員の再就職等の規制に関する規程の別記様式第2号及び第3号を一部変更する旨の説明があり、審議の結果了承された。

13. 「副専攻プログラム」の編成に伴う佐賀大学学則等の一部改正について

学長から、本件について、複眼的思考を培う学生を育成するために、「副専攻プログラム」を編成、実施することに伴い、学則等の一部改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、兒玉理事から、佐賀大学学則第17条に主専攻、副専攻を規定する一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。

14. 各学部及び各研究科規則の一部改正について

学長から、本件について、成績の評語（評価）（秀・優・良・可・不可）により難しい授業科目については、合又は否の評語をもって表すこととされていることから、各学部及び各研究科の関連規則について、一部改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、各学部及び各研究科の関連規則について、成績の判定に当たり、成績の評語により難しいと佐賀大学教育委員会が認めた授業科目においては、合又は不可の評語をもって表すことができるものとし、合を合格とし、不可は不合格とする一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。

15. サイバー大学との単位互換について

学長から、本件について、本学学生に対し、教育内容の充実及び修学機会等の拡大を図ることを目的として、サイバー大学との単位互換協定書及び授業科目提供に関する契約書を締結するものである旨の説明があった。

次いで、兒玉理事から、サイバー大学は、ソフトバンクグループ株式会社が2007年に設立した、インターネット上で高等教育が受けられる日本で最初の4年制大学であり、卒業までの通学が一切不要で、すべての授業は「いつでも」受講できる、いわゆるオンデマンドによる視聴形式をとっており、現在、千葉工業大学及び帝京平成大学と単位互換協定を締結しており、国立大学法人では初の単位互換締結となる旨の説明があり、審議の結果了承された。

16. 佐賀大学全学教育機構規則の一部改正について

学長から、本件について、全学教育機構において、副専攻プログラムの実施、大学院教養教育の支援及び生涯学習の実施を行うことに伴い、所定の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、佐賀大学全学教育機構規則第2条及び第3条に大学院教養教育の支援及び生涯学習の実施を明記し、第2条の2で用語を定義する旨の説明があり、審議の結果了承された。

17. 温州大学との大学間学術交流協定の締結について

学長から、本件について、本学及び温州大学間において、大学全体で学術交流を推進するため、大学間学術交流協定を締結するものである旨の説明があった。

次いで、寺本理事から、平成28年9月に農学部と生命与環境科学学院が、平成29年2月に工学系研究科と建築工程学院が学部間学術交流協定を締結し、現在共同研究を中心に交流を行っている旨、大学間協定が締結されれば、他学部でも活発な学生交流・研究者交流に発展することが期待されるため、大学間の学術

交流協定の締結を提案する旨の説明があり，審議の結果了承された。

18. 佐賀大学学則の一部改正について

学長から，本件について，佐賀大学医学部医学科における入学定員増の延長措置に伴い，学則の所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで，医学部総務課長から，佐賀大学医学部医学科の入学定員について，平成21年度の「緊急医師確保対策」による2名の臨時定員増は平成29年度を期限としていたが，文部科学省へ申請していた平成31年度までの期限を付した再度の入学定員増が認められたことに伴い，所要の改正を行うものである旨の説明があり，審議の結果了承された。

19. その他

特になし。

○ 報告事項

1. 佐賀大学プロジェクト研究所の設置期間の更新の認定について

寺本理事から，平成30年3月に設置期間の満了を迎える佐賀大学プロジェクト研究所が9件あり，その内の7件が設置期間の更新を行い，2件が廃止となった旨の報告があった。

2. 全学委員会等の審議状況報告について

後藤理事から，拡大役員懇談会において，コストセンターのあり方について及び同規模国立大学とのベンチマーク比較についてディスカッションを行った旨の報告があった。

3. 平成29年度佐賀大学学位記授与式及び平成30年度佐賀大学入学式の挙行について

総務課長から，平成29年度学位記授与式は平成30年3月23日（金）午前10時から，平成30年度入学式は4月3日（火）午前10時から，それぞれ佐賀市文化会館で行われる旨の報告があった。

4. その他

特になし。

○ その他

学長から，今回の教育研究評議会で交代される委員の紹介及び次年度の会議予定について報告があった。

○ 審議事項（非公開）

以上